

吸収合併（簡易吸収合併）に係る事後開示書類

（会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づき備え置く書面）

2026 年 7 月 1 日

T I S I 株式会社
（旧商号 T I S 株式会社）

2026年7月1日

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
T I S I 株式会社
代表取締役 岡本 安史

吸収合併（簡易吸収合併）に係る事後開示書類

当社と株式会社インテック（以下、「インテック」という。）は、2025年10月31日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2026年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、インテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」という。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づき開示すべき事項は、本書記載の通りです。

なお、当社は2026年6月23日開催の当社第18期定時株主総会における定款一部変更決議に基づき、合併効力発生日である2026年7月1日をもって、商号を「T I S I 株式会社」に変更いたしました。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1項）

2026年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求手続、株式買取請求手続、新株予約権買取請求手続および債権者異議手続の経過（会社法施行規則第200条第2項）

（1）差止請求

吸収合併消滅会社であるインテックは、当社の完全子会社であったため差止請求について該当はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社であるインテックは、当社の完全子会社であったため反対株主の買取請求について該当はありません。

（3）新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社であるインテックは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

吸収合併消滅会社であるインテックは、会社法第789条第2項および第3項に基づき、2025年12月1日付にて官報および電子公告により、債権者に対する公告を行いました。が、同条第1項の規定に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求手続、株式買取請求手続および債権者異議手続の経過 (会社法施行規則第 200 条第 3 項)

(1) 差止請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、本吸収合併を差止請求することはできません。

(2) 反対株主の株式買取請求

会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

(3) 債権者の異議

会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2025 年 12 月 1 日付にて官報および電子公告により、債権者に対する公告を行いました。同条第 1 項の規定に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 200 条第 4 項)

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2026 年 7 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社であるインテックからその資産、負債その他権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が事前開示事項として備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項 (吸収合併契約の内容を除く。) (会社法施行規則第 200 条第 5 項)

別添「吸収合併 (略式吸収合併) に係る事前開示書類」のとおりです。

6. 吸収合併に関する変更の登記をした日 (会社法施行規則第 200 条第 6 項)

当社は、2026 年 7 月 1 日付で本吸収合併に係る変更登記申請を行いました。

7. その他吸収合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第 200 条第 7 項)

(1) 当社は、会社法第 796 条第 2 項、吸収合併消滅会社インテックは会社法第 784 条第 1 項に基づき、それぞれの株主総会の承認決議を経ずに本吸収合併を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、株主 1 名 (議決権個数 6 個) より本吸収合併に反対する旨の通知がなされましたが、法務省令で定める数の株式数に達していないため、株主総会の承認決議を経ずに本吸収合併を行っております。

(2) 当社は本吸収合併に際し、吸収合併消滅会社インテックに対して金銭等の対価の交付を行っておりません。また、当社において本吸収合併に伴う資本金および資本準備金の変動は生じておりません。

以 上

吸収合併（略式吸収合併）に係る事前開示書類

（会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に基づき備え置く書面）

株式会社インテック

吸収合併（略式吸収合併）に係る事前開示書類

当社は、2025年10月31日付でT I S株式会社（以下、「T I S」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2026年7月1日を効力発生日として、T I Sを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」という。）を行うことといたしました。

本吸収合併に関し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づき開示すべき事項は、本書記載の通りです。

（目次）

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項）
3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の内容、数および割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）
4. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第182条第1項第4号および第6項第1号イ）
5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第182条第1項第4号および第6項第1号ハ）
6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第182条第1項第4号および第6項第2号イ）
7. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

なお、本書記載の事項のうち、写しである書類については、全て原本に相違ないことを証明いたします。

2025年12月1日

富山県富山市牛島新町5番5号
株式会社インテック
代表取締役社長 疋田 秀三

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

2025 年 10 月 31 日付で当社と T I S が締結した合併契約書の内容は、(別紙) のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号および第 3 項）

当社は T I S の完全子会社であることから、本吸収合併に際し株式その他金銭の交付はされません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の内容、数および割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号および第 6 項第 1 号イ）

T I S は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により閲覧可能です。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号および第 6 項第 1 号ハ）

T I S は、2025 年 5 月 8 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議しております。

（1）自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な資本政策を遂行し、株主利益および資本効率の向上を図るため。

（2）自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

①取得する株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

12,000,000 株（上限）

③株式の取得価額の総額

42,000 百万円（上限）

④取得の期間

2025 年 5 月 9 日～2025 年 12 月 31 日

⑤取得の方法

東京証券取引所における市場買付（自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付を含む）

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号および第 6 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

7. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

T I S および当社の最終事業年度末日の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は下表のとおりです。

（単位：百万円）

	資産の額	負債の額	純資産の額
当 社	149,600	50,506	99,093
T I S	420,425	160,370	260,055

本吸収合併効力発生日時点における T I S の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、合併後の T I S の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、T I S の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上により、本吸収合併後の T I S の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

以 上

合 併 契 約 書

T I S 株 式 会 社

株 式 会 社 イ ン テ ッ ク

2025 年 10 月 31 日



合併契約書

T I S株式会社（以下「甲」という。）および株式会社インテック（以下「乙」という。）は、両社（以下、両社をまとめて「合併当事者」という。）の合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は、乙の権利義務の全部を承継する。

（合併当事者の商号および本店）

第2条 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および本店は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号 T I S株式会社

本店 東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号

(2) 吸収合併消滅会社

商号 株式会社インテック

本店 富山県富山市牛島新町 5 番 5 号

（合併に伴う商号の変更）

第3条 甲は、本合併の効力が生じることを条件として、効力発生日付で、商号を「T I S株式会社」から「T I S I株式会社」に変更する。

（合併対価の交付および割当て）

第4条 甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際して、乙の株式に代わる一切の金銭等の交付を行わない。

（合併により増加する資本金および準備金）

第5条 本合併により増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 増加する資本金の額 : 0 円

(2) 増加する資本準備金の額 : 0 円

(3) 増加する利益準備金の額 : 0 円

(効力発生日)

第6条 本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2026年7月1日とする。ただし、やむを得ない事由が生じた場合には、合併当事者が協議の上、必要な手続きを経て、効力発生日を変更することができる。

(合併承認決議)

第7条 甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認および合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。なお、甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、乙は、同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本契約について株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。ただし、甲につき同法第796条第3項の規定により、本合併に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する甲の株主総会の決議を求める。

(権利義務全部の承継)

第8条 甲は、乙の従業員全員、資産および負債その他一切の権利義務を効力発生日において承継するものとする。
2 乙の従業員の処遇については別途、合併当事者が協議の上、これを決定する。

(会社財産の善管注意義務)

第9条 合併当事者は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってその業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとする。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により合併当事者の財産または経営状態に重大な変動が生じたときは、合併当事者は協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(解除条件)

第11条 本契約は、第7条に定める各合併当事者の適法な機関決定による承認および法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(協議事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、合併当事者は協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年10月31日

甲：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
T I S 株式会社
代表取締役社長 岡本 安史



乙：富山県富山市牛島新町5番5号
株式会社インテック
代表取締役社長 疋田 秀三



